

四日市市告示 第157号

道路法施行令(昭和27年政令第479号)第19条の6の規定により放置自動車等の保管状況を次のように告示する。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

1. 保管した違法放置物件の車種車名、その他、台数

- |        |          |        |           |
|--------|----------|--------|-----------|
| (1)・車種 | 軽乗用自動車   | (2)・車種 | 普通自動車     |
| ・車名    | ダイハツ ムーブ | ・車名    | トヨタ カルディナ |
| ・塗色    | 水色       | ・塗色    | 白色        |
| ・形状    | 箱型       | ・形状    | 箱型        |
| ・台数    | 1台       | ・台数    | 1台        |

2. 保管した違法放置物件の放置されていた場所及び、その違法放置物件を除去した日時

- ・放置場所 (1) 四日市市尾上町 市道路上 (2) 四日市市日永西一丁目 市道上
- ・除却した日時 (1) 令和2年3月26日午前10時30分ころ  
(2) 令和2年3月26日午後2時00分ころ

3. 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管場所

- ・保管を始めた日時 (1) 令和2年3月26日午前11時20分ころ  
(2) 令和2年3月26日午後2時40分ころ
- ・保管場所 四日市市中村町 市所有の保管所

4. 連絡先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部道路管理課 管理係 TEL059-354-8209